

河南町肥料価格高騰緊急対策支援金申請に係る注意事項等

河南町肥料価格高騰緊急対策支援金を申請するに際しては、別に定める「河南町肥料価格高騰緊急対策支援金事業実施要綱」のほか、次の点も遵守のうえ申請を行ってください。

◎町支援金の概要

新型コロナウイルス感染症及び肥料をはじめとする農業資材の価格高騰の影響などを受けている農業者（法人は除く。）に対し、今後も営農を続けていただくため「河南町肥料価格高騰緊急対策支援金（以下「町支援金」という。）」を交付します。

◎交付要件

1. 令和5年6月1日から申請日まで、河南町に住所を有する個人であること。
2. 町支援金支給後においても、引き続き営農を継続する意思があること。
3. 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金（令和5年度）の支給を受けていること。
4. その他、要綱、注意事項等に記載された事項

◎町支援金の額

町支援金の額は、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金の支給又は支給の決定を受けた額の2分の1の額とします。

◎申請手続き等

1. 申請期間

令和6年3月15日まで

※受付期間を超過した申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。

※郵便による申請は、申請期間終了日当日の消印のあるものまで有効です。

2. 申請方法等

- (1) 申請は、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金の支給又は支給の決定を受けた者が行うことができます。
- (2) 申請書及び申請書に添付する府規則第6条に基づく通知の写し、本人確認書類の写しは、全て書面で提出してください。
- (3) 振込口座は、申請者の本人の口座を記載してください。また、その口座が確認できる書面（通帳の写し等）を添付してください。
- (4) 府規則第6条に基づく通知の写しは、振込みのあったことがわかる通帳等の写し（表面及び振込記載面の両方）を書面で添付してください。
- (5) 本申請書の提出を、申請者の代理で行う場合は、その者の本人確認書類の写し

についても添付をしてください。

- (6) 申請書及び申請書に添付された書類等は町支援金の交付の有無にかかわらず返却いたしません。

◎申請内容に不備があった場合

1. 申請内容に不備があった場合や交付要件を確認出来ない場合、申請内容についての確認や不備又は追加書類の提出などについて連絡する場合があります。
2. 申請内容にかかる説明をいただけないときや、指定する期日までに不備の是正・追加書類の提出などをしていただけないときは、申請は取り下げられたものとみなします。

◎その他

1. 町支援金交付の決定後、府支援金の支給取り消しなど要件に該当しない事実や不正などが発覚した場合は、町支援金交付の決定を取り消します。
この場合、申請者は町支援金を返還することはもちろんのこと、違約金を支払っていただく場合があります。
2. 申請者は、申請後に町支援金の交付にかかる要件を満たしていないことが判明した場合は、ただちに届け出てください。
3. 町支援金の交付事務を円滑かつ確実に実行するため、必要に応じて、申請者に対し申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
4. 町は、申請書類に記載された情報を税務情報に使用することがあります。
5. 町は、申請書類に記載された情報を大阪府警察本部に提供することがあります。
6. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等軽微な誤りについては、町が補正することがあります。
7. 町支援金の交付決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により町が指定する期日までに解消されなかったときは、申請者が町支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
8. 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金、河南町肥料価格高騰緊急対策支援金は、所得税等の確定申告の際に収入に含む必要が考えられます。詳しくは、大阪府又は国税庁へお問い合わせください。